

# 行政の窓

## 新型コロナウイルス感染症 林業者・木材産業者への金融支援

新型コロナウイルス感染症に係る林業者・木材産業者への金融支援について、日本政策金融公庫や道などの支援制度を一覧にまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農林水産省や道経済部のHPにも情報が掲載されておりますので、併せてご活用ください。

	林業者等(※) 向け	木材産業者 向け
融 資	<b>(株)日本政策金融公庫 (農林)</b> <b>○農林漁業セーフティネット資金 (経営に著しい影響のおそれある者)</b> ・ 限度額 1,200万円 (特認) 年間経営費の12/12 ・ 融資期間 15年(据置3年)以内 (融資期間は通常10年だが、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難な場合15年) ・ 実質無利子 (林業施設整備等利子助成事業 最大2%, 借入当初最長10年間) ・ 無担保	<b>(株)日本政策金融公庫</b> <b>○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度</b> ・ 限度額 中小企業6億円 ※小規模事業者8,000万円 ・ 融資期間 設備20年・運転15年(据置5年)以内 ・ 基準金利の▲0.9%・当初3年間 ・ 実質無利子 (新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業 借入後当初3年間) ・ 無担保 <b>○セーフティネット貸付 (要件緩和)</b> ・ 限度額 中小企業7.2億円 ※小規模事業者4,800万円 ・ 融資期間 設備15年・運転8年(据置3年)以内  ※常時使用する従業員が20名以下の企業
	電話 0120-154-505, 0120-926-478	電話 0120-154-505, 0120-327-790 他
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ※「林業者等」とは、農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるものなどをいう。         </div>	<b>北海道</b> <b>○北海道中小企業総合振興資金</b> ・ 限度額 2億円 ・ 融資期間 10年(据置3年)以内 ・ 金利 固定1.0-1.2%, 変動1.0%
	電話 011-204-5346 (経済部中小企業課) 他 振興局商工労働観光課	
保 証	<b>(独)農林漁業信用基金 (林業)</b> <b>○林業・木材産業災害復旧対策保証</b> ・ 保証額 別枠8,000万円(保証率80%または100%。売上減の率による) ・ 保証期間 運転資金5年, 設備資金15年(据置2年)以内 ・ 保証料 最大5年分免除	
	電話 03-3294-5585~86 または 取引金融機関	
		<b>北海道信用保証協会</b> <b>○セーフティネット保証(4, 5号), 危機関連保証</b> ・ 保証額別枠2.8億円(保証率80-100%) ・ 素材, 製材, 単板, チップ, 合板などの製造・卸が対象。
		電話 011-241-5554

(水産林務部林務局林業木材課林業金融係)